

四万十町教育委員会会議録（令和 7 年 6 月定例会）

1. 日 時 令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9：00～午前 10：55

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2 階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 谷口和史 野中裕子 西谷史

事務局 教育次長兼学校教育課長 川上武史

学校教育課 副課長 真城和也 係長 都築桂、横山光一

生涯学習課 課長 今西浩一

対策監 浜口千茶

教育研究所 所長 野村泰子

4. 傍聴者

0 名

5. 日 程

（1）閉会

（2）委員長あいさつ

（3）会議録署名委員の氏名（西谷委員）

（4）議題

① 承認第 1 号 専決処分の承認について

② 承認第 2 号 専決処分の承認について

③ 承認第 3 号 専決処分の承認について

④ 承認第 4 号 専決処分の承認について

⑤ 議案第 1 号 七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

⑥ 議案第 2 号 東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

⑦ 議案第 3 号 十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

⑧ 議案第 4 号 北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

⑨ 議案第 5 号 大正中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

⑩ 議案第 6 号 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の任命について

て

⑪ 議案第 7 号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について

⑫ 議案第 8 号 令和 7 年度教育委員会関係予算案（6 月補正）について

（5）協議事項

（6）報告事項

① 見付保育所について

（7）その他

① 6 月定例会（議案・一般質問）について

② 今後の日程について

6. 議 事

川上教育次長： ただ今から令和 7 年度 6 月の定例教育委員会を開催します。

教育長： それでは、議題に従い日程を進めたいと思います。日程 3 会議録署名委員の指名です。

本日の会議録署名委員は西谷委員にお願いしたいと思います。本日も傍聴人の方がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

それでは、早速日程 4 議題に移りたいと思います。「承認第 1 号専決処分の承認について」と「承認第 2 号専決処分の承認について」は個人情報を含む案件でありますので、非公開とさせていただきます。

教育長： 続きまして、「承認第 3 号専決処分の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より「承認第 3 号専決処分の承認について」、を説明する。）

教育長： （2）の保護者が変わったのは PTA 会長が変わったから。

真城学校教育副課長： はい、そうです。

教育長： 学校長から申請の申し出があった場合、新 PTA 会長を先に挙げていただいたら。この変更前は昨年度の PTA 会長ですか。

真城学校教育副課長： はい、そうなります。

教育長： それでは、「承認第 3 号専決処分の承認について」はただいま説明がありました仁井田小学校の学校協議会委員の変更の専決です。承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。続きまして、「承認第 4 号専決処分の承認について」

を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「承認第4号専決処分の承認について」、を説明する。)

教育長 : それでは「承認第4号専決処分の承認について」は、ただいま説明のとおり専決について、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第1号七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第1号七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、を説明する。)

教育長 : ただいま議案第1号の説明がありました。委員の中に所長がいるので、そこは了承していただき、今年度から2年間の委員の名簿が21ページに載っていますが、ご意見等ございませんでしょうか。それでは、「議案第1号七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」はただいま提案議案の説明がありました。21ページのとおり委嘱又は任命することについて、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第2号東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第2号東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、説明する。)

教育長 : ただいま議案第2号の提案理由の説明がありました。名簿の方ですが4号と5号の分、保育の所長の兼ね合いは学校の方で該当する方で挙げてきたということですね。学校関係者なのか。教育委員会としても線引きするのが難しいところではありますけど。この件についてご質問等ございませんでしょうか。今後教育分野のOBの方もいらっしゃいますので、入っていただくことが良ければその辺も。ご意見等ございませんでしょうか。それでは、「議案第2号東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」はただいま提案理由の説明がありましたとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第3号十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第3号十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、を説明する。)

教育長 : ただいま議案第3号について提案理由の説明がありました。学校運営協議会の設置等による規則において、十和小学校及び十和中学校両校の合同の学校運営協議会委員ということです。別紙の名称は十和小中学校という表記で正式には。

川上教育次長 : 議案を作るにあたってこの名称は議論になったところです。議案書の方を見ていただきますと十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会という風になっており、これが正しい表記だと思われます。ですが、学校側の方も実際運営にあたってその会の呼びやすい名称として使っているだろうというところもありまして、別紙の方については、会の名称ということで十和小中学校という表記にあえてさせていただいている。正式には十和小学校及び十和中学校という議案書の方が正しいという風には思われます。法律に関して言えばですね法の規定上、規則とは別にその上の上位法の方での施行例だったと思いますけど、学校運営協議会がその地域の学校の事情によって2校以上の学校で1つの学校運営協議会ができるという規定がありますので、そこに基づいて2校以上の小中学校というところではできるところでございまして。ここは呼称の問題ですので、呼びやすい呼び方でいいのかなというところで別紙の方はこのような表記にさせていただいております。

教育長 : 学校運営協議会は事務局からの説明があったとおり法に基づいた動きです。そしてなおかつ、近隣のところが一緒に合同になって設置することが可能です。十和小中学校ともう呼称・名称として進めていきたいという案件でございました。この件について何かご質問等あればお願いいたします。

横山委員 : 小学校と中学校が一緒に運営協議会をやるということは、地域とか学校の意向というか一緒にしても支障がないだろうということで進めていったということですね。多分、町内でも2例目ではないかなと。北ノ川か昭和のどっちかで合同でやっていたこともあると思います。2例目なので、そういう意向があったら法令上にも支障はないかと思えます。

真城学校教育副課長 : 保護者の関係で、十和小学校・十和中学校ということで両校に保護者が居られる家庭もあるということで、組織する段階で運営協議会の方は一本にするという話があったようですので補足させていただきます。

教育長 : 説明がありました。統合により十和小・十和中が併設になったということもあり、一小一中の関係はできたと、より小中の接続連携・同じ方針・学校経営目標なところも掲げやすいこともありますので、小学校中学校のこれまでの歴史文化は少し違えども、これからの学校づくりにいかしていただければと思います。これについてなにかご質問等あればお願いいたします。それでは、「議案第3号十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会の委嘱及び任命について」ただいま議案理由の説明がありました。25ページの委嘱又は任命について承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

では続きまして「議案第4号北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第4号北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、を説明する。)

教育長 : 6号で委員の申請がありましたがこの件について補足説明があれば。

(事務局より補足説明をする。)

横山委員 : 前は学識経験者で入っていましたよね。

教育長 : 学校側から申請があつて。色々な家庭事情も背景も知っている方なのでもちろん居ていただきたいわけで。

横山委員 : 子供さんとか家庭のことかな、だから6号に入っているのかなと感じはした。

教育長 : 他にご質問等あればお願いいたします。それでは、「議案第4号北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」ただいま提案理由の説明があつたとおり27ページに掲載の委員の委嘱又は任命について承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい

教育長 : ありがとうございます。

では続きまして、「議案第5号大正中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第5号大正中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、を説明する。)

教育長： ただいま議案第5号について説明がありました。ご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、「議案第5号大正中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」ただいま提案理由の説明があったとおり29ページに記載の委員の委嘱又は任命について承認いただけますでしょうか。

全委員： はい

教育長： ありがとうございます。

では続きまして、「議案第6号四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第6号四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の任命について」、を説明する。)

教育長： ただいま議案第6号について説明がありました。議案第6号について教職員の人事異動の関係で教育委員会事務局もそうですが、32ページが新たな任命後の委員名簿となります。変更のないところは、大崎川口小学校長、松下学校事務支援室長です。異動によりに変更です。この件についてご質問等あればお願いいたします。それでは、「議案第6号四万十町立小中学校教職員働き方推進委員会委員の任命について」ただいま議案理由の説明があったとおり30・31ページの任命について承認いただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。

では続きまして、「議案第7号四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第7号四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について」、を説明する。)

教育長： ただいま議案第7号について説明がありました。この件についてご質問等あればお願いいたします。代表者等の交代、異動により新たに3名の委員が変更となって36ページとおりの委員構成で今年度行っていきたいということです。よろしいでしょうか。それでは、「議案第7号四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について」ただいま議案理由の説明がありましたとおり34ページの委員の任命について承認いただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。それでは、ここで休憩に入りたいと思います。前の時

計で 15 分まで。次の議案第 8 号と報告事項の見付保育所についてはセットで報告させていただきますのでここで休憩をとらせていただきます。

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 15 分 再開

教育長： それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。「議案第 8 号令和 7 年度教育委員会関係予算案（6 月補正）について」を議題とし、併せて報告事項「見付保育所について」を一緒に説明・提案理由の方をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より「令和 7 年度教育委員会関係 6 月補正予算案」、を説明する。）

教育長： 議案の前に見付保育所の件については町長とも協議をして根本的な解決には至らないことを判断せざるを得ないということで、緊急に内部で協議もし、閉所という方針・考えを口に出したということです。明日の行政報告でもありますので、議会を通じて公表になろうかと思っています。昨日の会合の時にありました質問の回答につきましては、Q&A を作り暫時、来られていない保護者向けに周知していくということで、議会終了後は早めに閉所へ向けての保護者会、そして、保育関係者・所長会も 11 日にありますので、この老朽化対応・別件も含め閉所に向けた説明を行う予定です。昨日の会の案内が老朽化の対応についてのみの案内だったので、来られた保護者の方には急な閉所の方針を伝えましたので、ちょっとびっくりしたとは思いますが。これまで通所してきた家庭においては、来年度からたちまち近くであれば窪川保育所となる。少しはそこへの不安等もあるかと思っています。66 人 49 世帯、また新しく入ってくる児童もいるかと思っています。それらの不安も解消しながら、前に進めていきたいという内部の意向です。この件についてご質問等あればお願いいたします。

毎年保育所訪問でも見付保育所は現場も見ていただき、中も古いとそれより今回は外が危険すぎたのでこういう方針を取らざるを得ないのかなというところ。そして、土砂災害警戒区域にあたるので、大雨洪水等が出た場合には、おかまい保育で改善センターへ来ていただいてみていただいたりしているのも現実でそれらを踏まえこの方針の考えというところ。もう少し早く計画的にすべきだったとは思いますが。町長部局から教育委員会に保育所関係が移って教育委員会としても経年劣化するところをしっかりと見て計画の中で新たな保育所ができてそこに移動というのが 1 番よかったのですが、今の保育をしながら大規模改修をすることは到底不可能というところもありますので、一旦ほかの保育所に行っていただき、はやめに窪川地区の保育所的なところ、くぼか

わ保育所も古いのです、なかなか次の計画案に合うものが描けないのが現実ですけど、緊急処置というところで昨日の保護者会では、少子化・老朽化に対する部分でいたしかたないという意見が大半ですけどもちょっと急すぎたという点もあって。

西谷委員： 個人的なことを言ってもいいですか。ただの意見ですが、新しいところを建てるとなったら3～4・5年かかる。今保健師と一緒に赤ちゃんの検診に同行させてもらっているが、2年前までは20人とか利用があった赤ちゃん相談会が今ほとんどに3人から5人で保育園に入っていない人しか来ていなくて、支援センターのあんな素晴らしい建物のあり方ももったいないと思う。今西さんの子供さんが保育所に来ているときに今の支援センターの小鳩保育所がなくなって児童福祉協会でした。くぼかわ保育所が町立でしたがそれを見教がもらう形になって、自分たちがそこに行くとその時に町立の先生が残って、小鳩保育所にいた見教の先生が残って、子供と親が合体して、私1人松葉川保育所からなぜかそこに入って、どちらも知らない状態で割と職員も保護者もちょっと対立しながら1年間何を決めるにも行事1つ、絵本を買う買わないにしても話し合いしながら、それもまた学び合いでよかったとは思いますが、ひかり保育所、東又保育所、川口保育所の入れる人数を見た時に、親が分かると選択にしたとしても大部分がくぼかわ保育園にやっぱり来るという形になる。その時の職員のことを思った時に来年度から1番いい方法は何があるかなと。分かれる選択もあるけど職員のどうするかもあるかと思う。1つ私の考えたのは、松葉川保育所も土砂崩れとかいろんなことがあって、園児も20何人居るが、松葉川も見付と同じ閉所にした場合、松葉川の職員は児童福祉協会の方に来て、そこで職員が潤って、それぐらいじゃ足りないかもしれないが。支援センターの利用者が本当に今少なくて、1人もいない日も多かったり、一時預かりだったら今の0歳のくぼかわ保育所の部屋を、前は支援センターとして職員が入っていたりしていたことがあって、くぼかわ保育所が町立の時にあったので、支援センターの先生がフリーとしていない日には助けにも行けるし、あとは3歳からの園みたいな感じにして、今の支援センターを0・1・2歳にしたらその頃はもう四万十町もすごく少なくなっていると思うので、町立の先生が0・1・2歳の乳児保育園じゃないけど、そうしたら園庭の遊具はすごく古い、でも乳児用として確保したら遊ぶのも保証されるし、くぼかわ保育所でその140、150人いた時は幼児が外でサッカーとかしている時に乳児がボールで怪我することがあったり、乳児用の柵もなかったし、柵をしたら今度は幼児の遊びが保証されてなかったりして、お昼にも乳児が出られなかったり、あの人数だけでなく、園庭の遊び方子供の遊びも保証されていなかった。なので、その時を思ったら、乳児が外でも遊べ、安全面を考えたら、ひとまず新しいところができるまでは、その方法もあるのかなと思ったことで

した。ただの私の思った意見でした。

教育長： 今後ご意見を頂戴して検討・調整をしていかなければなりません。1 番裏の 8 ページにはですね、興津保育所・昭和保育所の児童数も少なくなっております。0 人の年代も見えてきました。この辺も含め、老朽化と合わせてですね、保育所全体の適正配置、計画的なところを目指す必要があります。その前段として、見付保育所の閉所に伴いどうしていくのか、先ほどありましたとおり、くぼかわ保育所を二次補修しても 5・6 年内には新しい保育所整備が必要にはなってきますので、その間何とかくぼかわ保育所で多くの児童を受け入れていただく環境を整えないといけないと思います。その先に子育て支援センターと新たな保育所との合築も含めた計画も今後早めに検討する必要があると思います。先ほど言っていた町立・児教の職員・保育所の運営・母体的なところも早めに調整をしていかないといけない。先ほどお配りした予算書の歳出の部分です。教育委員会としての考え、施政方針的なところについて今後色々ご意見など出てくると思います。見付保育所の閉所。まずは閉所にむけて取り組むことについて共有もしていただき、教育委員会内でもさらに議論・検討しないといけないところもでてくるかと思います。この件について、何かご質問等あれば。

谷口委員： 児童に傷害がなかったことが唯一。これ以上のことはない。

教育長： 被害があつて事故があつたらこんなことでは済まない。緊急の教育委員会も開いて対応しないといけない案件で、事故がなかったことが幸いです。

谷口委員： それで緊急にどういう対応をするか、閉所の方向で進んで行っているの、それはその事案に対しての適切な対応はしているということではないかかと思ひます。

野中委員： 窪川保育所へいっぱい来て、きっと元々の子も多いですけど、それもまた余計多くなつてとか、結局先生問題も入れる人数に対しては余裕があつても先生が足りてない状況じゃないですかね。また、町立と児教とで違うという問題もあると思うが、正直見付保育所の保護者から先生へ対する不満というかそんな声も聞いていたりもして、またその先生が一緒になったときですが、そこでも先生同士の考え方が違うとか、色んなことがある。本当に簡単ではないでしょうけど、谷口さんが言ったように怪我がなかったことが 1 番なので、早速友達からも「見付閉所になるって」みたいに言ってきたりしていたので、もちろん保護者もすごい動揺がある。まさか閉所になるとは思つてない。閉所になるとしてもまさか年度内でというのは思つてなかったと思うので、みんな不安がもちろんある。来てもらう側もそうですし、もちろん一緒に仲良かったのに離れるって可能性も見付保育所に関してはあるので、先生たちもそうですけど、子供たちの対応も色々。もちろん、在籍している窪川保育所もそうですけど、保護者もまた動揺というか「来るがやね見付保育所が。」みたいな、色んなことがきっとあるので、すごい

大変だと思います。

教育長：昔、旧小鳩保育所とくぼかわ保育所が統合したときも色々ありました。自分も打合せして、その当時くぼかわ保育所も相当揉めました。進入路も含め、色々新開町の皆さんにもご迷惑をおかけし、またごちゃごちゃする園の中の整理も保育士も大変だったと思います。保護者側は不安の要素が一部あるかと思います。それも踏まえ、今後窪川保育所の補修・改修については早急に検討していかないといけないと思いますし、どこが運営するか、いまのままなのか含め、そこも重要案件ですので、生涯学習課保育担当はこれからが正念場だと思います。新たなステージ、そして先を見据えた新たな計画作り。

川上教育次長：昨日の保護者説明会の時も今おっしゃられたとおり、諸々のくぼかわ保育所に行くことの出入りの関係とかですね、子供同士のこと、保護者同士のこととか色々ありまして、とりあえず我々と事務局としましては、まずは見付の保護者に説明をということでやったところなんです。足りないところもあったので、また再度やります。と同時に昨夜言われたのが、受入側の1番入るであろうくぼかわ保育所の保護者に対しての説明はという質問がありまして、そこもちろんやらなければというところかなという風に考えていますので、くぼかわ保育所の保護者会に対しても一定の説明はやはりさせていただこうとは考えています。それがどのタイミングになるのかはこれからのお話ですが、職員の関係も、児童がある日突然知らない先生ばかりになりますという感じになるというのはどうなのだというところで、今後の協議の中では出てきますので浜田主査を中心にそこら辺の調整をしていただければよいかなと考えてはいますが、みんなが協力し合わないとなかなかスムーズには進まないのかなというところなんです。昨夜の説明では、今後こんな感じになるのかという感じだったので、なかなかこれからは前途多難かなという感じはすごくしています。ただ、物理的にもう建物が待たなしの状態になっていますので、立ち止まってゆっくり検討という余裕がない。そこが1番厳しいところかなと思いますけど、年度末閉所に向けての逆算したスケジュールでいくと相当早いペースで進まない、なかなかというところで、我々の方も不安なところはあります。すごいスピードで動いていかないと間に合わない、かなり厳しい状況になっているところなんです。

教育長：保育所施設・園舎の問題、保護者の不安、職員同士の関係、色々ありますので、保護者や地域向けにはこれから保育所に入ろうとするその先が、見通しなど示せると1番良いのですが、まだ具体的なものが出せない。新しい保育所をどこかにドーンとやるのでその間とか言えたらもうちょっと。そこも色々学校教育施設も含め、保育所施設も含め、さらに集約などしていかないといけない時代がきますので、一旦計画的なものを早めに検討していきたいと思います。ぜひ、教育委員もいいアイデア提案があればよろしく願いいたします。保育所訪問につ

いては、8月終わってから9月頃に計画していきたいと思います。昨日の意見にもありましたけど、保育教育施設・公共施設の全体に言えることですが、定期的な点検をどれだけやっていくかです。なかなか難しいところ予算面・費用面もありますので、そこの反省をしつつ今後の保護者説明会等に臨んでいこうと思います。ほか何かご質問等ありませんでしたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、まず議案の方ですが「議案第8号令和7年度教育委員会関係予算案（6月補正）について」ただいま説明があったとおり、別紙資料のとおり承認していただけますでしょうか。

全委員： はい

教育長： ありがとうございます。

報告事項は他にございませんね。

全委員： ありません。

教育長： では、日程7のその他に移りたいと思います。明日から6月定例議会が開会となります。一般質問が3人です。教育委員会関係はありません。明日開会で今週常任委員会をやって、翌週火曜日に一般質問と予算案含めた議案審議で火曜日に終わる予定です。最短の6月議会です。中谷議員・下元議員・堀本議員の3人です。堀本議員の人権条例につきましては、少し教育分野にも関係しますけど。

横山委員： 町民課ですか。

教育長： 基本的には町民課の方が主観で、教育分野になるとこちらとも一緒に対応しないといけないことも。ほかその他はありませんでしょうか。朝お配りした会議等の予定に移りたいと思います。最後、今後の日程です。学校訪問の日程の出欠もいただいております。この6月以降の一覧を見ていただきたいと思います。16日に窪川小学校で特別活動の公開授業研修があります。午後です。またお時間のある方にみていただければと思います。6月17・19・20・26・30日と学校訪問ですので、よろしく願いしたいと思います。来月ですけど、第2火曜日が8日になるかと思うので、8日に7月の定例会。そして、7月23日に高岡地区教育連の夏季研修を中土佐町で開催する予定です。新たな美術館が上に上がりました。そのオープン前に内覧も含めという計画があるようですので、ぜひ参加できる方はお願いいたします。これは7月23日の午後になります。そして、8月7日が、人権サミットイン高吾が佐川町であります。またご案内します。ご参加できる委員はまたよろしく願いいたします。これも午後です。寝屋川市の市長に来ていただく予定です。8月の定例会を8月12日に予定をしております。その後、9月の議会開会は未定ですが、9月1週目であれば、2日に教育委員会になろうかと思います。そして、保育所訪問も計画したいと思うので、お願いします。現在わかっている8月末・9月の予定はご覧のとおりとなっていますので、よろしくお願いします。また、10月以降については予定で日程はほぼ決ま

っておりますので、予定の方を入れていただけたらと思います。日程・スケジュールの件について、よろしいでしょうか。まずは、窪川小学校の特別活動・学級会活動が16日。翌日から学校訪問。大変忙しい6月になりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。他に何かないでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。6月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時55分